

## 2023年度ガス事業監査結果

| No. | 監査項目   | 件名                                  | 検出事項の概要                                                                                                                                   |                                                                       | 根拠規定                            |
|-----|--------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
|     |        |                                     | 発見された事実                                                                                                                                   | 指導内容                                                                  |                                 |
| 1   | 財務諸表   | 勘定科目の整理誤り                           | ガス供給に伴う既存埋設物等の調査費用について、誤った勘定科目（修繕費）で整理していた。                                                                                               | ガス事業会計規則に定められている適正な勘定科目（建設仮勘定）に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。  | ガス事業会計規則 第5条                    |
| 2   | 託送供給収支 | 託送収支計算書（特別損失）等の整理誤り                 | 特別損失について、託送供給等関連業務以外に係る費用を整理していた。                                                                                                         | 託送供給等関連業務以外に係る費用は除外して整理すべきである。                                        | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(8) 等     |
| 3   | 託送供給収支 | 託送資産明細書（運転資本）の算定誤り                  | 運転資本について、誤った算定方法で算定していた。                                                                                                                  | ガス事業託送供給収支計算規則に定められている適正な算定方法で整理すべきである。                               | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.          |
| 4   | 託送供給収支 | 誤った超過利潤累計額管理表（前期超過利潤累計額）等の公表        | 前期超過利潤累計額等について、誤った金額を記載していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）                                                                                     | ガス事業託送供給収支計算規則に定められている適正な金額を記載すべきである。（訂正後の超過利潤累計額管理表等は公表済み。）          | ガス事業託送供給収支計算規則 第10条             |
| 5   | 体制整備等  | 人事異動に伴う非公開情報システムのアクセス権限の切替えの遅れ      | 人事異動に伴う引継期間においてのみ異動した前任者が非公開情報システムにアクセスすることが可能となっていた。                                                                                     | 非公開情報を入力することができる者のみが、非公開情報システムにアクセスできるようにするべきである。（既に対応措置済み）           | ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第2号ロ        |
| 6   | 体制整備等  | 託送供給の業務等が法令等に適合することを確保するための計画の不整備   | 託送供給の業務その他その一般ガス導管事業の業務が法令等に適合することを確保するための計画（事業者の作成した規程等が法令等に適合しているかを自らが確認する計画）を整備していなかった。                                                | 法令等に適合することを確保するための計画を整備すべきである。                                        | ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号        |
| 7   | 体制整備等  | 託送供給等の業務が法令等に適合することを確保するための計画の不整備   | 託送供給の業務その他その特定ガス導管事業の業務が法令等に適合することを確保するための計画（事業者の作成した規程等が法令等に適合しているかを自らが確認する計画）を整備していなかった。                                                | 法令等に適合することを確保するための計画を整備すべきである。（当該計画を整備済み）                             | ガス事業法施行規則 第127条の3第1項第10号        |
| 8   | 体制整備等  | 託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備          | 託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程（職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど）に不備があった。 | 適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）                           | ガス事業法施行規則 第127条の3第1項第3号         |
| 9   | 託送供給収支 | 「法人税等」の算定誤り                         | 託送収支計算書における「法人税等」が誤った方法で算定されていた。                                                                                                          | 「法人税等」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、法定実効税率を用いて算定すべきである。                    | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（9）       |
| 10  | 託送供給収支 | 「調整後税引前託送部門当期純利益に係る法人税」の算定誤り        | 超過利潤計算書における「調整後税引前託送部門当期純利益に係る法人税」が誤った方法で算定されていた。                                                                                         | 「調整後税引前託送部門当期純利益に係る法人税」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。          | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.（4）       |
| 11  | 託送供給収支 | 運転資本の算定誤り                           | 託送資産明細書における運転資本が誤った方法で算定されていた。                                                                                                            | 運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。                             | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.          |
| 12  | 託送供給収支 | 資金調達額の算定誤り                          | 託送収支計算書における「資金調達」が誤った方法で算定されていた。                                                                                                          | 資金調達については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。                             | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（5）       |
| 13  | 託送供給収支 | 一般管理費の算定誤り                          | 託送収支計算書における「一般管理費」が誤った方法で算定されていた。                                                                                                         | 一般管理費については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。                            | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）②      |
| 14  | 体制整備等  | 非公開情報を入力した者、内容及び当該情報を入力した日時に係る記録の欠損 | 非公開情報を入力した者を識別できる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入力した日時に係る記録に欠損があった。                                                                         | ガス事業法施行規則第79条の14第1項第2号ハの規定に定める情報については、5年分を保存すべきである。                   | ガス事業法施行規則第79条の14第1項第2号ハ         |
| 15  | 体制整備等  | 物理的隔絶の不備                            | ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づき託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室との区分に不備があった。                                                                       | ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づき託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室とを適切に区分すべきである。 | ガス事業法施行規則（体制の整備等）第79条の14 第1項第1号 |

# 2023年度ガス事業監査結果

| No. | 監査項目   | 件名                | 検出事項の概要                                                       |                                                                                                                                                                           | 根拠規定                      |
|-----|--------|-------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|     |        |                   | 発見された事実                                                       | 指導内容                                                                                                                                                                      |                           |
| 16  | 託送供給収支 | 託送資産の算定誤り         | 託送資産明細書の設備勘定（有形）及び無形固定資産を算定する際、資産が適切に計上されていなかった。              | ガス事業託送供給収支計算規則に基づき正しく計上すべきである。                                                                                                                                            | ガス事業託送収支計算規則 別表第2         |
| 17  | 託送供給収支 | 本支管投資額実績表の作成の誤り   | 本支管投資額実績表において、平成30年度から令和4年度までの投資額が適切に計上されていなかった。              | ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、実績額を記載すべきである。                                                                                                          | ガス事業託送収支計算規則 別表第2         |
| 18  | 託送供給収支 | 供給販売費の機能別展開の誤り    | 供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。                   | ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。                                                                                                                                  | ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2.（1）   |
| 19  | 託送供給収支 | 特定導管投資額実績表の作成の誤り  | 平成30年度及び平成31年度について、導管以外の費用を計上していた。                            | ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定導管に係る投資額について、実績額を記載すべきである。                                                                                                                           | ガス事業託送収支計算規則 別表第2         |
| 20  | 託送供給収支 | 託送資産の算定誤り         | 託送資産明細書の建設仮勘定を算定する際、資産が適切に記載されていなかった。                         | ガス事業託送供給収支計算規則に基づき正しく記載すべきである。                                                                                                                                            | ガス事業託送収支計算規則 別表第2 1.      |
| 21  | 託送供給収支 | 託送資産の算定誤り         | 託送資産明細書の建設仮勘定及び設備勘定（有形）を算定する際、資産が適切に記載されていなかった。               | ガス事業託送供給収支計算規則に基づき正しく記載すべきである。                                                                                                                                            | ガス事業託送収支計算規則 別表第2 1.      |
| 22  | 託送供給収支 | 本支管投資額実績表の作成の誤り   | 本支管投資額実績表において、令和3年度の投資額が適切に記載されていなかった。                        | ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、適切に投資額を記載すべきである。                                                                                                               | ガス事業託送収支計算規則 別表第2         |
| 23  | 財務諸表   | 勘定科目の整理誤り         | 法人税等の還付金が雑収入等で計上されていた。                                        | 税の還付については、法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。                                                                                                                      | ガス事業会計規則 取扱要領第94          |
| 24  | 託送供給収支 | 超過利潤累積額管理表の金額誤り   | 超過利潤累積額管理表の前期超過利潤累積額や定水準超過額等について、適切に計上されていなかった。               | ①ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第14条第1項の規定により設定した料金（改定後料金）を実施する場合は、零とすべきである。<br>②「一定水準超過額」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、当期超過利潤累積額から一定水準額を控除した額が零を下回る場合にあっては零とすべきである。 | ガス事業託送収支計算規則 別表第3 2.      |
| 25  | 託送供給収支 | 内部留保相当額管理表の金額誤り   | 内部留保相当額管理表において、還元義務額残高が適切に計上されていなかった。                         | ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、還元義務額残高を記載すべきである。                                                                                                                                      | ガス事業託送収支計算規則 別表第3 4.（3）   |
| 26  | 財務諸表   | 営業費明細表の金額の誤り      | 営業費明細表の「供給販売費・需要開発費」に警報器の設置に係る費用が計上されるなど、適切な科目に整理されていなかった。    | ガス事業会計規則に基づき、損益計算書の「その他営業雑費用」に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。                                                                                                       | ガス事業会計規則 別表第1             |
| 27  | 財務諸表   | 損益計算書の金額の誤り       | 所得割法人事業税を適切な科目に整理されていなかった。                                    | ガス事業会計規則に基づき、損益計算書の法人税等に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。                                                                                                             | ガス事業会計規則 別表第1             |
| 28  | 託送供給収支 | 託送収支計算書の託送費用算定の誤り | 託送費用算定時に事業税の集計を誤っていた。                                         | ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額にすべきである。                                                                                                                        | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4） |
| 29  | 財務諸表   | 会計整理項目の誤り         | 財務諸表の作成にあたり、一般管理費の租税課金に電気供給業に係る収入割事業税が含まれているなど、適切に整理されていなかった。 | ガス事業に係らない事業の費用は除外するなどし、適切に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。                                                                                                           | ガス事業会計規則 別表第1             |

# 2023年度ガス事業監査結果

| No. | 監査項目   | 件名                                   | 検出事項の概要                                                                 |                                                                                                | 根拠規定                                 |
|-----|--------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
|     |        |                                      | 発見された事実                                                                 | 指導内容                                                                                           |                                      |
| 30  | 託送供給収支 | 託送資産計算書の託送費用算定の誤り                    | 託送収支計算書における事業税の計上を誤っていた。                                                | ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。                                           | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. (4)            |
| 31  | 財務諸表   | 会計整理項目の誤り                            | 「ガス事業管理システム再リース料」を、一般管理費の賃借料に計上していた。                                    | 供給販売費の賃借料に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。                                                | ガス事業会計規則 別表第1                        |
| 32  | 財務諸表   | 会計整理項目の誤り                            | 前期損益修正益を営業外収益の雑収入に計上していた。                                               | 特別利益に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。                                                     | ガス事業会計規則 別表第1                        |
| 33  | 財務諸表   | 会計整理項目の誤り                            | 内管の修繕等に係る委託作業費を供給販売費としていた。                                              | 営業雑費用の受注工事費用として整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。                                           | ガス事業会計規則 別表第1                        |
| 34  | 財務諸表   | 会計整理項目の誤り                            | 無形固定資産の減価償却費の一部を需要開発費や消耗品費に計上していた。                                      | 減価償却費に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。                                                    | ガス事業会計規則 別表第1                        |
| 35  | 託送供給収支 | 託送収支計算書の託送費用算定誤り                     | 託送収支計算書上の事業税の算定にあたり、旧一般ガスみなしガス小売事業者でないにもかかわらず、ガス売上収入を課税標準とすべき収入金額としていた。 | ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。                                           | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. (4)            |
| 36  | 託送供給収支 | 本支管投資額実績表の作成の誤り                      | 本支管（主要導管以外）が、供給計画の実績額と整合していなかった。                                        | 供給計画と整合させて、記載すべきである。                                                                           | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2                  |
| 37  | 財務諸表   | 損益計算書・営業費明細表の金額の誤り                   | 附帯事業（電気供給業）の事業税を「一般管理費・租税課金」に計上していた。                                    | ガス事業会計規則に基づき、損益計算書の附帯事業費用に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。                                | ガス事業会計規則 別表第1                        |
| 38  | 託送供給収支 | 本支管投資額実績表の作成の誤り                      | 本支管（主要導管以外）が、供給計画の実績額と整合していなかった。                                        | 供給計画と整合させて、記載すべきである。                                                                           | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2                  |
| 39  | 体制整備等  | 社内システムにおける規程に定める記録の未保存               | 当社社内システムの一部において、ガス事業法施行規則第七十九条の十四 第1項第二号ハの規定に定める記録の保存が5年間に満たなかった。       | 社内システムにおいて、ガス事業法施行規則第七十九条の十四 第1項第二号ハの規定に定める記録の保存期間は5年間とすべきである。                                 | ガス事業法施行規則（体制の整備等）第七十九条の十四 第2項        |
| 40  | 託送供給収支 | 事業税の算定方法の誤り                          | 事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより申告した額と異なる額を算定していた。                                 | 事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。                                                              | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. (4)            |
| 41  | 託送供給収支 | 事業税の算定方法の誤り                          | 事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算定すべきところ、誤った区分による合算額とされていた。                        | 事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。                                                              | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. (4)            |
| 42  | 託送供給収支 | ガス事業託送供給収支計算書における事業者が定める算定方法の届け出について | ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出していなかった。             | ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出るべきである。                                     | ガス事業託送供給収支計算規則 第6条                   |
| 43  | 託送供給収支 | 託送収支計算書（超過利潤累積額管理表）における誤り            | 前期超過利潤累積額、前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額、当期乖離額累積額が、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定されていなかった。    | ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、翌事業年度の開始の日において改定後料金を実施する場合、前期超過利潤累積額・前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額・当期乖離額累積額は、零とすべきである。 | ガス事業託送供給収支計算規則別表第32. (1)、(2)、(5)、(7) |
| 44  | 託送供給収支 | ガス事業託送供給収支計算書における事業者が定める算定方法の届け出について | ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出していなかった。             | ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出るべきである。                                     | ガス事業託送供給収支計算規則 第6条                   |

# 2023年度ガス事業監査結果

| No. | 監査項目   | 件名                              | 検出事項の概要                                                               |                                                                | 根拠規定                           |
|-----|--------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------|
|     |        |                                 | 発見された事実                                                               | 指導内容                                                           |                                |
| 45  | 約款の運用  | 内管工事費見積単価表の誤り                   | 誤った内管工事費見積単価表が公表されていた。                                                | 託送供給約款に紐付く見積単価表は、施行規則に基づき、適正に公表を行うべきである。                       | ガス事業法施行規則 第72条                 |
| 46  | 財務諸表   | 勘定科目の整理誤り                       | 貸倒引当金が雑費で計上されていた。                                                     | 貸倒引当金は、ガス事業会計規則に基づき、適正に計上すべきである。なお、この誤りにより託送供給収支の修正を要する。       | ガス事業会計規則 別表第1                  |
| 47  | 託送供給収支 | 託送収益の算定誤り                       | 自社託送収益の託送供給量及び託送収益について、誤った方法で算定していた。                                  | 自社託送収益は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。                        | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1<br>1. (2)  |
| 48  | 託送供給収支 | 託送収支計算書上の一般管理費の計算誤り             | 機能別原価項目の金額比によって配賦され託送費用として抽出された一般管理費の一部が、託送収支計算書上の一般管理費として整理されていなかった。 | 機能別原価項目の金額比によって配賦された一般管理費については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。 | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1<br>2. (2)② |
| 49  | 託送供給収支 | 託送資産明細書設備勘定（有形）の計上誤り            | ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。                             | ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。    | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2            |
| 50  | 託送供給収支 | 前期超過利潤累積額の計上誤り                  | 前期超過利潤累積額が誤って計上されていた。                                                 | 前期超過利潤累積額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。                 | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3<br>2. (1)  |
| 51  | 託送供給収支 | 還元義務額残高の算定誤り                    | 還元義務額残高が誤った方法で算定されていた。                                                | 還元義務額残高については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。                   | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3<br>4. (3)  |
| 52  | 託送供給収支 | 託送収支計算書（営業収益（「補償料等収入」）の計上漏れ     | 営業収益の「補償料等収入」の算定にあたり、計上すべき収入金額が「補償料等収入」として計上されていなかった。                 | 「補償料等収入」は、計上すべき収入金額を適切に計上すべきである。                               | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1<br>1. (6)  |
| 53  | 託送供給収支 | 託送収支計算書（営業外収益「雑収入」）の算定誤り        | 営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。  | 「雑収入」は、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込んだもののみを計上すべきである。                | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1<br>3. (2)  |
| 54  | 託送供給収支 | 事業税の算定方法の誤り                     | 事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算定すべきところ、誤った区分による合算額とされていた。                      | 事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。                              | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1<br>2. (4)  |
| 55  | 体制整備等  | 託送供給業務が法令等に適合することを確保するための計画について | ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画が整備されていなかった。                          | ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画を整備すべきである。                     | ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号       |
| 56  | 託送供給収支 | 託送供給収支の供給販売費の算定方法の誤り            | 託送供給収支の供給販売費の算定にあたり、固定資産金額比（帳簿価額比）及び導管延長比に関する機能別配賦係数が、誤って算定されていた。     | 固定資産金額比（帳簿価額比）及び導管延長比に関する機能別配賦係数は、適切に算定すべきである。                 | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1<br>2. (2)① |
| 57  | 託送供給収支 | 託送供給収支の一般管理費の算定方法の誤り            | 託送供給収支の一般管理費の算定にあたり、事業税を除いて整理すべきところ事業税相当額が、誤って計上されていた。                | 託送供給収支の一般管理費の算定にあたり、事業税を除いて整理すべきである。                           | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1<br>2. (2)② |
| 58  | 託送供給収支 | 託送収支計算書（営業外費用「雑支出等」）の算定誤り       | 営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。       | 「雑支出等」は、直近の料金改定時に料金原価に織り込んだもののみを計上すべきである。                      | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1<br>3. (6)  |
| 59  | 体制整備等  | 託送供給業務が法令等に適合することを確保するための計画について | ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画が整備されていなかった。                          | ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画を整備すべきである。                     | ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号       |

# 2023年度ガス事業監査結果

| No. | 監査項目   | 件名                        | 検出事項の概要                                                                            |                                                                       | 根拠規定                                |
|-----|--------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
|     |        |                           | 発見された事実                                                                            | 指導内容                                                                  |                                     |
| 60  | 託送供給収支 | 託送収支計算書（営業外費用「雑支出等」）の算定誤り | 営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。                    | 「雑支出等」は、直近の料金改定時に料金原価に織り込んだもののみを計上すべきである。                             | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（6）            |
| 61  | 託送供給収支 | 託送収支計算書（超過利潤累積額管理表）における誤り | 超過利潤累積額管理表における前期超過利潤累積額、前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額、当期乖離額累積額が、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定されていなかった。 | 前期超過利潤累積額、前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額、当期乖離額累積額は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定すべきである。    | ガス事業託送供給収支計算規則別表第32.（1）、（2）、（5）、（7） |
| 62  | 体制整備等  | 物理的隔絶の不備                  | ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づく託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室との区分に不備があった。                | ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づき託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室とを適切に区分すべきである。 | ガス事業法施行規則（体制の整備等）第79条の14 第1項第1号     |
| 63  | 託送供給収支 | 供給販売費の算定誤り                | 供給販売費として計上されていた経費のうち、小売事業直轄の経費として計上すべきところ、機能別展開され、託送費用として配賦されていた。                  | 省令等に基づき適切に配賦すべきである。                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（1）         |
| 64  | 託送供給収支 | 供給販売費の機能別展開の誤り            | 供給販売費を機能別展開する際、適用すべき配賦係数に算出誤りがあったため、配賦額が正しく計上されていなかった。                             | 省令等に基づき適正な配賦係数を用いて算定すべきである。                                           | ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（2）①        |
| 65  | 託送供給収支 | 法人税等の算定誤り                 | 法定実効税率を用いて算定すべきところ、税率の算定を誤っていた。                                                    | 省令等に基づき適正な税率を用いて算定すべきである。                                             | ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.（9）         |
| 66  | 託送供給収支 | 供給販売費の算定誤り                | 供給販売費として計上されていた経費について、小売事業に直課すべき費用であるところ、託送経費として機能別展開していた。                         | 省令等に基づき適切に配賦すべきである。                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（1）         |
| 67  | 託送供給収支 | 供給販売費等の機能別展開の誤り           | 託送収支の算出において、共通経費を配賦する際に使用する人件費比率の係数について算出を誤ったため、人員比による配賦を行っている費用科目が誤って算出された。       | 省令等に基づき適正な配賦係数を用いて算定すべきである。                                           | ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（2）①        |
| 68  | 約款の運用  | 内管工事費の算出誤り                | 内管工事費について、託送供給約款に基づき適切に算出が行われていない案件が認められた。                                         | 内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の算出を行うべきである。                             | 託送供給約款 VI. 34                       |
| 69  | 託送供給収支 | 一般管理費の算定誤り                | 託送事業の経費に該当しないものを、一般管理費の機能別展開をもって、託送経費として配賦していた。                                    | 省令等に基づき適切に配賦すべきである。                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（1）         |
| 70  | 託送供給収支 | 自社託送収益の算定誤り               | 自社託送収益を算定するにあたり、誤った方法で算定していた。                                                      | 省令等に基づき適切に算定すべきである。                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第11.（2）         |
| 71  | 託送供給収支 | 特別損失の算定誤り                 | 託送事業の経費に該当しない特別損失について、機能別原価項目の金額比をもって、託送経費として配賦していた。                               | 省令等に基づき適切に配賦すべきである。                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.（8）         |
| 72  | 託送供給収支 | 供給販売費の算定誤り                | 供給販売費を配賦する際、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。                                            | 省令等に基づき適切に配賦すべきである。                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（1）         |
| 73  | 託送供給収支 | 営業費用の算定誤り                 | 供給販売費、一般管理費の配賦に誤りがあった。                                                             | 省令等に基づき適切に算定すべきである。                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（2）①、②      |
| 74  | 託送供給収支 | 事業税の計上誤り                  | 事業税が当該事業年度の確定した申告額となっていなかった。                                                       | 省令等に基づき適切に計上すべきである。                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.（4）         |

## 2023年度ガス事業監査結果

| No. | 監査項目   | 件名                        | 検出事項の概要                                  |                           | 根拠規定                                            |
|-----|--------|---------------------------|------------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------|
|     |        |                           | 発見された事実                                  | 指導内容                      |                                                 |
| 75  | 託送供給収支 | 託送資産の算定誤り                 | 固定資産の算定に誤りがあった。                          | 省令等に基づき適切に算定すべきである。       | ガス事業託送供給収支<br>計算規則第4条 別表<br>第2 2.               |
| 76  | 託送供給収支 | 託送資産の算定誤り                 | 運転資本の算定に誤りがあった。                          | 省令等に基づき適切に算定すべきである。       | ガス事業託送供給収支<br>計算規則第3条 別表<br>第2 2.               |
| 77  | 託送供給収支 | 供給販売費の算定誤り                | 供給販売費の配賦、労務費の振替額に誤りがあった。                 | 省令等に基づき適切に算定すべきである。       | ガス事業託送供給収支<br>計算規則第3条 別表<br>第1 2. (2) ①         |
| 78  | 託送供給収支 | 事業税の計上誤り                  | 事業税が地方税法の定めにより算出した額となっていなかった。            | 省令等に基づき適切に計上すべきである。       | ガス事業託送供給収支<br>計算規則第3条 別表<br>第1 2. (4)           |
| 79  | 託送供給収支 | 営業外収益の算定誤り                | 資金運用とすべき収益をその他に含めて算定し、配賦方法に誤りがあった。       | 省令等に基づき適切に算定すべきである。       | ガス事業託送供給収支<br>計算規則第3条 別表<br>第1 3. (1) ~<br>(3)  |
| 80  | 託送供給収支 | 営業外費用の算定誤り                | 配賦方法に誤りがあった。                             | 省令等に基づき適切に算定すべきである。       | ガス事業託送供給収支<br>計算規則第3条 別表<br>第1 3. (7)           |
| 81  | 託送供給収支 | 託送資産の算定誤り                 | 資産に計上誤りがあった。                             | 省令等に基づき適切に計上すべきである。       | ガス事業託送供給収支<br>計算規則第4条 別表<br>第2 1.               |
| 82  | 託送供給収支 | 託送資産の算定誤り                 | 運転資本の算定に誤りがあった。                          | 省令等に基づき適切に算定すべきである。       | ガス事業託送供給収支<br>計算規則第4条 別表<br>第2 2.               |
| 83  | 託送供給収支 | 供給販売費等の計上誤り               | 供給販売費の金額に誤りがあった。                         | 正しい金額を計上すべきである。           | ガス事業託送供給収支<br>計算規則第3条 別表<br>第1 2. (1)           |
| 84  | 託送供給収支 | 事業税の計上誤り                  | 事業税の金額に誤りがあった。                           | 正しい金額を計上すべきである。           | ガス事業託送供給収支<br>計算規則第3条 別表<br>第1 2. (4)           |
| 85  | 託送供給収支 | 営業外収益の計上誤り                | その他の金額に誤りがあった。                           | 正しい金額を計上すべきである。           | ガス事業託送供給収支<br>計算規則第3条 別表<br>第1 3. (3)           |
| 86  | 託送供給収支 | 託送資産明細書における「無形固定資産」の計上誤り  | ガス事業に係る「無形固定資産」として整理される資産が適切に計上されていなかった。 | 省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。 | ガス事業託送供給収支<br>計算規則 別表第2<br>(第4条関係) 2.           |
| 87  | 託送供給収支 | 託送収支計算書における「事業税」の算定誤り     | 託送収支計算書における「事業税」について、誤って算定していた。          | 省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。 | ガス事業託送供給収支<br>計算規則 別表第1<br>(第3条関係) 2.<br>(4)    |
| 88  | 託送供給収支 | 託送資産明細書における設備勘定（有形）の計上誤り  | ガス事業に係る「有形固定資産」として整理される資産が適切に計上されていなかった。 | 省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。 | ガス事業託送供給収支<br>計算規則 別表第2<br>(第4条関係) 2.           |
| 89  | 託送供給収支 | 託送収支計算書における「固定資産除却費」の算定誤り | 託送収支計算書における「固定資産除却費」について、誤って算定していた。      | 省令等に基づき、適正な配賦により算定すべきである。 | ガス事業託送供給収支<br>計算規則 別表第1 (第<br>3条関係) 2. (2)<br>① |

# 2023年度ガス事業監査結果

| No. | 監査項目   | 件名                               | 検出事項の概要                                           |                                                                    | 根拠規定                            |
|-----|--------|----------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
|     |        |                                  | 発見された事実                                           | 指導内容                                                               |                                 |
| 90  | 託送供給収支 | 超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り | 超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。       | 省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。                                          | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.（7） |
| 91  | 託送供給収支 | 託送資産明細書における「固定資産除却損」の算定誤り        | 託送資産明細書における運転資本の算定において、「固定資産除却損」の取り扱いに誤りがあった。     | 省令等に基づき、適正な運用方法で算定すべきである。                                          | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係）2.    |
| 92  | 託送供給収支 | 託送収支計算書における「事業税」の算定誤り            | 託送収支計算書における「事業税」について、誤って算定していた。                   | 省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。                                          | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係）2.（4） |
| 93  | 託送供給収支 | 超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り | 超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。       | 省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。                                          | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.（4） |
| 94  | 託送供給収支 | 供給販売費の算定誤り                       | 供給販売費に係る委託作業費の費用の配賦を誤っていた。                        | 省令等に基づき適切に配賦すべきである。                                                | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①       |
| 95  | 託送供給収支 | 供給販売費の算定誤り                       | 供給販売費に係る委託作業費の費用の配賦を誤っていた。                        | 省令等に基づき適切に配賦すべきである。                                                | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①       |
| 96  | 託送供給収支 | 供給販売費の配賦誤り                       | 供給販売費に係る需要開発費の費用の配賦を誤っていた。                        | 省令等に基づき適切に配賦すべきである。                                                | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①       |
| 97  | 託送供給収支 | 供給販売費の算定誤り                       | 供給販売費に係る労務費について、供給販売費（労務費）から受注工事費への振替額の算定を誤っていた。  | 省令等に基づき適切に算定すべきである。                                                | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①       |
| 98  | 託送供給収支 | 供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り               | 供給販売費の機能別配賦係数の算定を誤っていた。                           | 省令等に基づき適正な配賦係数を用いて算定すべきである。                                        | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①       |
| 99  | 託送供給収支 | 託送資産明細書（運転資本）の算定誤り               | 託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。         | 運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。                           | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.           |
| 100 | 託送供給収支 | 託送資産明細書の算定誤り                     | 託送資産明細書の建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産について、適正に計上されていなかった。 | 託送資産明細書の建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。 | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2             |
| 101 | 託送供給収支 | 営業外収益の算定誤り                       | 営業外収益について、「資金運用」に計上すべき受取配当金収益が、「その他」収益に計上されていた。   | 営業外収益の「資金運用」及び「その他」について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。            | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（1）(3)     |
| 102 | 託送供給収支 | 託送資産明細書（長期前払費用）の算定誤り             | 託送資産明細書の長期前払費用について、適正に計上されていなかった。                 | 託送資産明細書の長期前払費用について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。                 | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2             |
| 103 | 託送供給収支 | 事業税の算定誤り                         | 事業税について、収入割額（ガス導管事業）を計上すべきところ、所得割額により計上されていた。     | 事業税について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。                            | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（4）        |
| 104 | 託送供給収支 | 供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り               | 供給販売費の機能別配賦係数について、固定資産金額比が適正に算定されていなかった。          | 供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。                  | ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.（2）①        |

# 2023年度ガス事業監査結果

| No. | 監査項目   | 件名                 | 検出事項の概要                                                                        |                                                     | 根拠規定                      |
|-----|--------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------|
|     |        |                    | 発見された事実                                                                        | 指導内容                                                |                           |
| 105 | 託送供給収支 | 託送資産明細書（運転資本）の算定誤り | 託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。                                      | 運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。            | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.     |
| 106 | 託送供給収支 | 超過利潤計算書の算定誤り       | 超過利潤計算書の当期超過利潤額について、「託送供給関連部門の特別損失額」及び「調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等」が誤って算定されていた。 | 超過利潤計算書について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。         | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第31.（4）  |
| 107 | 託送供給収支 | 特別利益の算定誤り          | 託送供給関連部門の特別利益について、ガス事業以外の収益が誤って計上されていた。                                        | 特別利益について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。            | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（4）  |
| 108 | 託送供給収支 | 供給販売費の機能別展開の算定誤り   | 供給販売費の機能別展開配賦金額について、誤った配賦金額により算定されていた。                                         | 供給販売費の機能別展開配賦金額について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。 | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）① |
| 109 | 託送供給収支 | 一般管理費の算定誤り         | 一般管理費について、事業税を除いて整理すべきところ、事業税を含めて算定されていた。                                      | 一般管理費について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税を除いて算定すべきである。       | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）② |
| 110 | 託送供給収支 | 法人税等の算定誤り          | 法人税等について、法定実効税率を用いて算定されていなかった。                                                 | 法人税等について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。            | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（9）  |
| 111 | 託送供給収支 | 託送資産明細書（運転資本）の算定誤り | 託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。                                      | 運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。            | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.     |
| 112 | 託送供給収支 | 事業税の算定誤り           | 事業税について、収入割額（ガス導管事業）とすべきところ、託送収益の比によって算定されていた。                                 | 事業税について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。             | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（4）  |
| 113 | 託送供給収支 | 託送資産明細書（運転資本）の算定誤り | 託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。                                      | 運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。            | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.     |
| 114 | 託送供給収支 | 供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り | 供給販売費の機能別配賦係数について、固定資産金額比の額及び導管延長比が誤って算定されていた。                                 | 供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。   | ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）① |